

令和4年度

飯山市財政健全化審査意見書

飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

飯山市監査委員

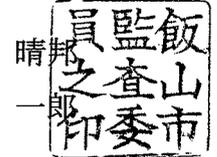


監委第16号
令和5年8月17日

飯山市長 江沢 岸生 様

飯山市監査委員
飯山市監査委員

服部
山崎



令和4年度飯山市財政健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された、令和4年度飯山市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 飯山市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の実施方法及び着眼点

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、飯山市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施場所及び日程

実施期日	監査対象課等	実施場所
令和5年8月8日(火)	企画財政課 財政係	飯山市役所 41 会議室

4 審査の結果

この審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	—	13.60	※1
② 連結実質赤字比率	—	—	18.60	※1
③ 実質公債費比率	11.7	11.8	25.0	
④ 将来負担比率	—	—	350.0	

備考※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」と表示してあるが、計算結果がマイナス(黒字)であったためである。

5 意見

健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率については、歳入が歳出を上回っており、いずれも赤字額の計上はない。また、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、昨年度に引き続き比率化できない年度となっている。

実質公債費比率は前年度より 0.1 ポイント減の 11.7%である。

財政健全化に向けての日頃の努力を評価すると同時に、今後も効果的かつ適正な財政運営が図られるよう要望するものである。

(参 考)

健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率は、次のとおりとなっている。

(1) 実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会計名		実質収支額		
		4年度	3年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一般会計	887,559	748,912	138,647
	飯山市福祉企業センター特別会計	2,174	1,555	619
	飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	8,211	6,771	1,440
合 計		897,944	757,238	140,706
標準財政規模		8,474,894	8,606,337	△ 131,443
実質赤字比率 (%)		△ 10.59	△ 8.79	—

当年度の一般会計等における実質収支額は897,944千円で、標準財政規模8,474,894千円に対する割合、実質赤字比率は△ 10.59%となっており、黒字の状況となっている。

(2) 連結実質赤字比率の状況

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額			
		4年度	3年度	対前年度増減	
一般会計等	一 般 会 計	887,559	748,912	△47,814	
	一般会計等に属する特別会計				
	飯山市福祉企業センター特別会計	2,174	1,555	△ 1,638	
	飯山市ケーブルテレビ事業特別会計	8,211	6,771	△ 2,115	
小計 (A)		897,944	808,805	897,944	
特別会計以外の会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る				
	飯山市国民健康保険特別会計	11,622	20,093	△ 19,333	
	飯山市介護保険特別会計	157,041	51,784	32,782	
	飯山市後期高齢者医療特別会計	410	461	247	
	飯山市駐車場事業特別会計	555	64	△ 420	
小計 (B)		169,628	72,402	72,402	
公 営 企 業 会 計 名		資金不足・剰余額			
		4年度	3年度	対前年度増減	
法適用企業	宅地造成事業以外	飯山市水道事業会計	1,223,779	1,224,459	△ 680
					0
					0
					0
法非適用企業	宅地造成事業以外	飯山市簡易水道特別会計	670	1,130	△ 460
		飯山市公共下水道事業特別会計	26,235	31,669	△ 5,434
		飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	16,154	6,637	9,517
		飯山市農業集落排水事業特別会計	17,639	3,447	14,192
小 計 (C)		1,284,477	1,267,342	17,135	
合 計 (A+B+C)		2,352,049	2,096,982	255,067	
標 準 財 政 規 模		8,474,894	8,606,337	△ 131,443	
連結実質赤字比率 (%)		△ 27.75	△ 24.36	—	

(注)

- 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。
- 2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施にともなう収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計をいい、具体的には、次に掲げる事業（地方公営企業法を適用していない事業に限る。）に係る特別会計をいう。（国民健康保険・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・駐車場事業特別会計）
- 3 公営企業会計とは、法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計をいう。

当年度の一般会計等における実質収支額は8億9,794万円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は1億6,963万円、公営企業会計（法適用企業）における資金剰余額は12億2,378万円、全会計における実質収支額または資金剰余額の合計額は23億5,205万円、標準財政規模に対する割合、連結実質赤字比率は△27.75%となっており、黒字の状況となっている。

(3) 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

区 分	4年度	3年度	2年度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	1,749,096	1,578,541	1,528,229
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	788,853	789,434	811,111
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	181,335	188,300	187,362
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	5	12	0
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0
⑧ 特定財源の額	93,084	93,757	95,806
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	601,061	560,640	558,223
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,175,244	1,106,134	1,067,538
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	26,181	24,932	26,629
⑫ 標準税収入額等	3,308,185	3,181,085	3,254,714
⑬ 普通交付税額	5,064,935	5,048,489	4,721,430
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	101,774	376,763	306,075

	実質公債費比率 (%) (単年度)	実質公債費比率 (%) (3カ年平均)		
令和4年度	12.34515	11.7	11.8	12.1
令和3年度	11.11865			
令和2年度	11.74247			
令和元年度	12.54792			
平成30年度	11.92370			

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） ①
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」） ②+③+④+⑤+⑥+⑦
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
 D : 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
 ⑨+⑩+⑪
 E : 標準的な規模の収入の額（「標準財政規模」） ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費率（3カ年平均）は、11.7%となっており、前年度と比較して、0.1ポイント減少（改善）している。早期健全化基準25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率の状況

ア 将来負担額の状況

(単位:千円)

区 分	金 額		
	4年度	3年度	対前年度増減
地方債の現在高	12,288,220	12,905,275	△ 617,055
債務負担行為に基づく支出予定額	371,071	455,071	△ 84,000
公営企業債等繰入見込額	5,977,427	6,485,947	△ 508,520
組合負担等見込額	392,663	590,545	△ 197,882
退職手当負担見込額	1,777,370	1,806,266	△ 28,896
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
計 (A)	20,806,751	22,243,104	△ 1,436,353

イ 充当可能財源等

(単位:千円)

区 分	金 額		
	4年度	3年度	対前年度増減
充当可能基金	6,782,928	6,758,836	24,092
充当可能特定歳入	838,388	795,899	42,489
うち都市計画税	602,632	530,248	72,384
基準財政需要額算入見込額	15,430,776	16,002,778	△ 572,002
計 (B)	23,052,092	23,557,513	△ 505,421

ウ 将来負担比率

4年度	3年度	対前年度増減
—	—	—

将来負担比率(%) = $\frac{A - B}{C - D}$
--

A：将来負担額 (20,806,751 千円)

B：充当可能財源等 (23,052,092 千円)

C：標準財政規模 (8,474,894 千円)

D：算入公債費等の額 (1,802,486 千円)

当年度の将来負担比率は、A：将来負担額よりB：充当可能財源等が上回り、マイナスとなるため比率化ができない年度である。早期健全化基準 350.0%を下回っている。



監委第 17 号
令和 5 年 8 月 17 日

飯山市長 江沢 岸生 様

飯山市監査委員

服部 晴邦

飯山市監査委員

山崎 一郎



令和 4 年度飯山市公営企業会計経営健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 4 年度飯山市公営企業会計経営健全化資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度 飯山市公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の主な実施内容・着眼点

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、飯山市監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施場所及び日程

実施期日	監査対象課等	実施場所
令和5年8月8日(火)	企画財政課 財政係	飯山市役所 41 会議室

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会計名	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全 化基準	備考
水道事業会計	—	—	20.0	資金不足はない
簡易水道特別会計	—	—	20.0	資金不足はない
公共下水道事業 特別会計	—	—	20.0	資金不足はない
特定環境保全公共下水道事業 特別会計	—	—	20.0	資金不足はない
農業集落排水事業 特別会計	—	—	20.0	資金不足はない

(参 考)

資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次のとおりとなっている。

(単位：千円、%)

項 目	4 年度	3 年度	対前年度増減	
水道事業会計	資金不足・剰余額	1,223,779	1,224,459	△ 680
	事業の規模	412,192	445,657	△ 33,465
	資金不足比率	-	-	-
簡易水道特別会計	資金不足・剰余額	670	1,130	△ 460
	事業の規模	18,691	15,254	3,437
	資金不足比率	-	-	-
公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	26,235	31,669	△ 5,434
	事業の規模	238,760	240,258	△ 1,498
	資金不足比率	-	-	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	資金不足・剰余額	16,154	6,637	9,517
	事業の規模	95,131	86,948	8,183
	資金不足比率	-	-	-
農業集落排水事業特別会計	資金不足・剰余額	17,639	3,447	14,192
	事業の規模	75,340	55,418	19,922
	資金不足比率	-	-	-

※「資金不足・剰余額」について、不足している場合は負の値になります。

算定式は、下記のとおり

資金不足比率 (%)	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
------------	---	--------------------------------------

すべての公営企業において資金不足は生じていない。

